

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：スリランカ国栄養改善のための農業振興・生計向上支援にかかる情報収集・確認調査 (QCBS)

調達管理番号：22a00951

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザル」とに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年3月15日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年3月15日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：スリランカ国栄養改善のための農業振興・生計向上支援にかかる
情報収集・確認調査（QCBS）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。
（全費目課税）
 - () 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2023年6月 ～ 2023年12月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
調達・派遣業務部 契約第一課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
担当者メールアドレス：Kawaguchi.Keiji@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部
南アジア部 南アジア第三課
- (3) 日程

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 3月 22日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 3月 29日 12時
3	質問への回答 3月22日12:00までの受領分	第1回 回答日 2023年 3月 27日
4	質問への回答	第2回（最終）回答日 2023年 4月 3日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ 作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午 まで
6	本見積額（電子入札システムへ送 信）、本見積書及び別見積書、プ ロポーザル等の提出日	2023年 4月 7日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年 4月 25日 10時30分
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第 1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の 翌日から起算して7営業日以内 （連絡先：e-propo@jica.go.jp）

5. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1）質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3）質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

（2）回答方法

上記4.（3）日程のとおり、原則2回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

8. プロポーザル等の提出

- （1）提出期限：上記4.（3）参照
- （2）提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号) _ (法人名)」)
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額 (千円未満切り捨て。消費税は除きます。) を、上記4. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書 (含む内訳書) にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ) は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3) の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 (本見積書及び別見積書)、及び別提案書

- ① 宛先： e-koji@jica.go.jp
- ② 件名： (調達管理番号) _ (法人名) _ 見積書
[例：22a00951_〇〇株式会社_見積書]
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「22a00951_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書・別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分	80～90%

期待できるレベルにある。	
当該項目については <u>一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。</u>	70～80%
当該項目については <u>必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。</u>	60～70%
当該項目だけで判断した場合、 <u>業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。</u>	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、 <u>他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。</u>	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されません。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\text{① (価格評価点)} = \text{最低見積価格} = 100 \text{ 点}$$

$$\text{② (価格評価点)} = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{ 点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

$$\text{最も安価な見積額} : \text{価格評価点} = 100 \text{ 点}$$

$$\text{それ以外の見積額 (N)} : \text{価格評価点} = (\text{上限額} \times 0.8) / N \times 100 \text{ 点}$$

* 最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額予の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$\text{(総合評価点)} = \text{(技術評価点)} \times 0.8 + \text{(価格評価点)} \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が高かった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点があり、更にその内複数の技術評価点が高かった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「スリランカ国栄養改善のための農業振興・生計向上支援にかかる情報収集・確認調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

スリランカ民主社会主義共和国（以下、「スリランカ」）は、インド洋に位置する人口2,215万人（世界銀行2021）の島国である。国内紛争（1983年～2009年）終結以降着実な経済成長を遂げていたが、2015年以降成長が鈍化、2019年の爆破テロ、2020年の新型コロナウイルス感染症蔓延に加え、過剰な借り入れ、財政悪化、大幅減税などの要因が重層的に作用した結果、2022年には外貨準備高不足による対外債務不履行を引き起こし、経済危機に陥った。2022年の実質GDP成長率は▲9.2%、2023年は▲4.2%と予想されている（世界銀行2023）。

スリランカは資源が乏しく多くを輸入に頼っているため、外貨準備高不足によって、燃料や食料などの深刻な物資不足、大規模かつ長時間の停電による経済活動停滞や激しいインフレーションが起こった。インフレーションは2022年9月には70%（前年同月比）、食料に至っては95%（同）にまで上昇し（中央銀行）、WFPによれば、2022年11月時点、49%の家庭が食事の量を減らし、41%の家庭が食事回数を減らさざるを得ない事態に陥っている。食料安全保障が脅かされている（food insecurity）人の割合は、都市部28%と比較し、地方部39%とさらに高い。外貨準備高不足の影響は、種子・農薬・肥料といった農業投入財にも及んでおり、2021年に導入された化学農薬・肥料の使用等禁止（その後撤回）の影響も重なり、2022年の農畜産物の生産は大きく落ち込んだ。

スリランカの人口のうちおよそ80%は地方部で生活しており、全労働人口の27%（統計局2021）は農業に従事している。2020年時点の農業のGDP貢献率は9%と、製造26%、サービス60%（統計局2022）と比較すると高くないが、農業は地方部住民の生計を支え、国の食料供給を支える観点から重要なセクターである。

スリランカでは、都市部と地域間格差や所得格差拡大が課題であったが、複合的な要因によって起こる現下の危機によって、地方部住民の生計はさらに悪化している。北中部州は、主にポロンナルワ県に広がるマハベリシステムと呼ばれる水

資源開発がなされた結果、国内最大量のコメを生産するまでになったが、州別 GDP が下位から 4 番目と低く、全国 9 州のうち最大の面積を有する利点を活かしてきていない。北中部州では州別 GDP への農業の貢献が高く（中央銀行 2020 年：約 17%、全国平均 11.8%）、北部州も、州別 GDP が全国で最も低いものの農業の州別 GDP への貢献度は北部州に次いで高い（約 16%）。農業生産額を高めることができれば、地方部住民の生計が向上することが期待できるものの、農業生産性や付加価値の向上、輸出も視野に入れた需給の見極めや商業的農業の推進の必要性が指摘されて久しい。

北中部州のアヌラダプラ県および北部州の全域は、降雨量が少ないことに加え、特定の時期に集中して降雨する。灌漑設備が十分に整っていないことと相まって洪水が日常的に発生し、乾季には干ばつが頻発する。土壌も保水性が低く砂礫が多いなどスリランカ国内では農業不利地とみなされ、これまで当該地域の農業生産額向上の潜在的可能性が十分に検討されてこなかった。2022 年 2 月以降のロシアのウクライナに対する軍事行動に端を発するエネルギー価格等の高騰や、スリランカの経済・債務危機のもとで経済状況の厳しさが増している地方部において、農業生産額を向上させるための方策を検討することが急務となっている。北部州、北中部州のような農業不利地における農業生産の潜在可能性を見出すことができれば、地方部住民の生計向上ひいてはスリランカ農業全体の更なる振興が期待できる。

スリランカ政府も 2023 年度予算演説において、食料安全保障を推進し、農業を活性化することを喫緊の課題とし、特に、外貨準備高不足に苦しむ現状においては、農産物の輸出は貴重な外貨収入可能性を持つとして強く期待が示されている。これまで、世界銀行（農業セクター近代化プロジェクト：2016～2022）や EU（農業の近代のための技術協力プログラム（TAMAP）：2018～）など多くの援助機関が農業近代化、商業化の支援を行っているものの、主に生産者・供給側に焦点を当てたものであった。適切な海外市場／国内市場の需要を把握し、生産者のみならず、集荷・卸・運搬・関連製造業（農業投入材供給業・加工業）・小売業（以下、流通業者）及び需要家までの一連のバリューチェーンを、生産者・供給側からだけでなく、需要家側から遡り、双方向で分析することによって、農業生産額を向上させるための阻害要因を特定し、その克服方策を検討することが求められている。

第 3 条 調査の目的と範囲

本調査は、スリランカ北部州及び北中部州において、その振興を通じて当該地域の農業活動及び従事者の生計向上への貢献が期待できる農畜産物を特定するとともに、発注者の中長期的な協力策を検討するもの。

第 4 条 調査実施の留意事項

- (1) スリランカには農業・農村開発に関わる省庁・機関は多数存在しているが、本調査の趣旨を鑑み、作物生産を主に所掌する農業省農業局や輸出作物を所掌する農業省農業輸出局に加えて、輸出開発局、北部州および北中部州議会

政府、貿易・商業・食料安全保障省と密に連絡・協議する。さらに、必要に応じて他省庁・機関とも協議を行うこと。

- (2) JICA はスリランカ政府の要請に基づき、地方経済の活性化を支援する北中部州地場産業振興アドバイザー（北中部州議会配属）を 2023 年度上半期に、農産物輸出振興（輸出開発局配属）のための輸出振興アドバイザーを 2023 年度下半期を目途に派遣を予定しており、本調査の結果の一部を活用する予定。

第 5 条 調査の内容

上記「第 4 条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、以下より構成される調査を実施する。³

【国内作業（2023 年 6 月上旬～中旬）】

- (1) 有望農畜産物の一次検討⁴

既存のデータ、文献等を整理し、スリランカの農業セクターの概要や課題、関係組織、これまでの JICA や他援助機関による支援の成果と教訓を整理の上、北部州及び北中部州において農業生産額を高める可能性のある有望な農畜産物のリストを作成する。潜在的可能性を調査するものであるため、北部州及び北中部州で既に生産している農畜産物に留まらず、他州で生産しているもので、北部州及び北中部州での生産可能性を持つ農畜産物や、スリランカ政府が輸出可能性の高いものとして輸出振興戦略等で掲げる品目についても検討する。

- (2) 調査方針・方法の決定

(1) のリストを基に調査の方針・方法を検討の上、現地調査計画（案）を策定し、発注者の確認を得る。

- (3) 現地調査概要（和文・英文、簡易版）の作成と提出

現地調査概要を作成し、現地調査の 2 週間前までにスリランカ事務所に提出する。

【現地作業（2023 年 6 月中旬～7 月下旬）】

- (4) 農畜産物の需要調査⁵

スリランカ国内市場及び海外市場における需要を確認するため、以下の需要調査を行う。需要調査実施については再委託を認める。需要調査においては、少なくとも以下の点を確認する。

- 農畜産物購入時に重視する要素（質（色、形、味など）、価格、産地、鮮度、農薬・無農薬等）
- 農畜産物購入時の取引条件（価格設定、量、時期等）
- 国内生産者・流通業者等に対する要望（質、価格、運搬方法、もっと生産して欲しい品目など）
- 需要家側からみた生産・流通や制度・政策等に係る課題

³ より効果的、効率的な作業工程・方法を考案し、プロポーザルにて提案すること。

⁴ 適当と考えられる内容をプロポーザルにて提案すること。

⁵ 適当と考えられる内容をプロポーザルにて提案すること。

- 最終消費者ニーズの把握方法、そのニーズを生産・流通業者等に伝達する方法
- (海外市場需要) 海外市場において需要の高いスリランカ産農畜産物
- 輸出の国内的制約・阻害要因(質や安定供給などの生産に係る要因、集荷・運搬・包装などの流通に係る要因、検疫、税関手続き等)
- 海外市場における制約要因(輸入規制、参入障壁、競合国等)
- 取引相手方(先方輸入会社等)との取引条件

想定される調査対象は以下であり、最低限「海外市場需要 50 社」「国内市場需要 100 主体」のサンプル数を確保する。

- 海外市場需要：輸出会社、アグリビジネス企業
- 国内市場需要：大手小売、ホテル、レストラン、食品加工会社、卸市場(DEC: Dedicated Economic Center)、公設市場、ポラ(地域市場)、ラク・サトサ(政府直営販売所)

(5) 有望農畜産物の生産、流通、ビジネス環境に係る情報収集⁶

有望リスト上の農畜産物の生産、流通、ビジネス環境を確認するため、北部州、北中部州、他州において生産者(農家、生産者組合、農業会社等)、投入材取扱業者、集荷・卸・運搬・小売業者、必要に応じて政府機関、商工会議所や地場金融機関なども対象に調査する。

- 生産者(品目、量/面積、土壌、気候、水や投入財の入手状況、価格、売り上げ、収支、生産規模(雇用人員)、取引先、取引条件、生産場所等)
- 流通業者(品目/製品、取り扱い量、売り上げ、収支、雇用人数、取引先、取引条件等)
- 支援制度・組織(栽培技術、普及サービス、補助金、経営支援、金融等)
- 農作物価格、需給見通し等に関する情報伝達システムの整備状況

(6) 推奨農畜産物の特定

(4) (5)の結果を踏まえ、北部州及び北中部州において農業生産額の向上が期待できる農畜産物を5~6品目特定する。特定にあたっては、以下に挙げた観点をもとに検討する。

- 輸入代替もしくは輸出促進に寄与する可能性
- 需要、引き合い、市場成長可能性
- 付加価値化が望めるもの
- 北部州、北中部州の地理、自然環境の特性
- 生産者が有する知見と特定する品目が必要とする技術水準や農業投入材のバランス、それらの利用可能性
- 女性の参画が期待できるもの

(7) 現地調査結果のまとめと現地協議

スリランカ側関係者に調査結果を共有し、収益拡大の可能性があると特定した農畜産物候補につき意見を聴取する。

【国内作業(2023年7月下旬~8月上旬)】

⁶ 適当と考えられる内容をプロポーザルにて提案すること。

(8) プログレスレポートの作成

前項までの情報収集、分析結果、スリランカ側関係者との協議結果をとりまとめたプログレスレポートを作成し、発注者に提出する。プログレスレポートには、(9) バリューチェーンの詳細分析で使用する調査票案も添付する。

【現地作業（2023年8月中旬～9月上旬）】

(9) 推奨農畜産物のバリューチェーンの詳細分析⁷

バリューチェーン上のアクターが直面する課題を調査する。調査票での捕捉が難しい外部要因や事業環境に関する情報については、インタビュー等も組み合わせる。本調査は再委託を認める。

- 生産の状況（品目、量／面積、水や投入材の入手・流通状況、土地の有無、価格、売り上げ、生産規模（雇用人員）、取引先、取引条件等）や生産者が直面する課題（労働力、投入材、技術、機材、土地、収支、金融アクセス、法規制等）
- 流通業者の取り扱い状況（品目（投入材含む）、量、売り上げ、雇用人数、取引先、取引条件等）や直面する課題（人材、技術、機材、収支、金融アクセス、法規制等）

以下を想定サンプル数とするが、特定した作目によってアクターが変わる可能性もあるため、発注者と事前に協議の上決定する。

- 生産者 各州1品目につき20主体
- 流通業者 各州1品目につき40主体

【国内作業（9月中旬～9月下旬）】

(10) 推奨農畜産物の振興を妨げる阻害要因とその克服方策の検討

前項までに収集した情報を整理、分析し、北部州及び北中部州において推奨農畜産物の農業振興を妨げる阻害要因とその克服方策を考察する。分析に際しては以下の点を考慮すること。

- 実施に必要な期間（短期、中期、長期）
- スリランカの農業セクターが構造的に抱える課題及び現在の危機的状況下で（一時的に）発生している課題
- 人的、物的、資金的な資源
- 生産（農業技術や農業投入材利用を含む）、流通（集荷・卸・加工等含む）といった供給側の課題
- 需要側から見たバリューチェーンの課題

【現地作業（10月上旬～10月中旬）】

(11) スリランカ側関係者との協議

(10) までの結果を基に、克服方策の実現可能性を確認するため、スリランカ側関係者と協議する。

【国内作業（10月中旬～下旬）】

(12) ドラフトファイナルレポートの作成

調査結果をドラフトファイナルレポートとして取りまとめ、その内容について発注者と協議する。

⁷ 適当と考えられる内容をプロポーザルにて提案すること。

JICAによる協力事業案の提案に際しては、以下を考慮すること。

- 日本が有する知見・技術・ノウハウを活用
- 円借款、無償資金協力、技術協力に限らず、民間企業連携事業、草の根技術協力事業など幅広い事業形態（スキーム）を検討

(13) スリランカ側関係者との協議

ドラフトファイナルレポートを基に、スリランカ側関係者と協議する。オンライン協議を可とする。

(14) ファイナルレポートの作成

(13) の協議結果を踏まえ、ファイナルレポートを作成する。

第6条 報告書等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、本契約における成果品はファイナルレポートとし、最終成果品であるファイナルレポートの提出期限は2023年12月13日とする。

報告書	提出時期	部数
現地調査概要	最初の渡航2週間前	和文、英文：電子データ
プログレスレポート	2023年7月31日	和文、英文：電子データ
ドラフトファイナルレポート	2023年10月31日	和文、英文：電子データ
ファイナルレポート	2023年12月13日	和文：製本版5部 英文：製本版20部 和文：CD-R5枚 英文：CD-R15枚

(2) 報告書作成にあたっての留意点

(ア) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、英文についてもネイティブスピーカーなどによるチェックを十分に行い、読みやすいものをする。

(イ) 先方政府との説明・協議にかかる議事録は、報告書に添付して提出する。その他、発注者が必要と認め、提出を求めたものについても提出すること。

別紙：報告書目次案

(別紙)

報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

要約

目次

表目次

図目次

略語表

- 1 業務の概要
 - 1.1 本調査の背景と目的
 - 1.2 報告書の構成
- 2 スリランカの社会経済状況
 - 2.1 主要統計情報
 - 2.2 スリランカ農業セクターの概要
 - 2.3 関係組織
 - 2.4 農業セクターに係る主要政策・開発戦略等の概要と課題
 - 2.5 複合危機がもたらした一時的課題とスリランカ農業セクターが構造的に抱える課題
 - 2.6 他ドナーの支援方針
- 3 北部・北中部州の概要
 - 3.1 主要統計情報
 - 3.2 北部・北中部州の農業セクターが抱える課題
 - 3.3 関係組織
- 4 収益拡大が期待できる農畜産物の特定
 - 4.1 北部・北中部州で生産している農畜産物
 - 4.2 国内市場の需要とギャップ
 - 4.3 海外市場の需要とギャップ
 - 4.4 収益拡大の可能性を持つ農畜産物の特定
- 5 推奨農畜産物の振興に向けた課題と対応策
 - 5.1 生産・供給側からみた課題
 - 5.2 需要側からみた課題
 - 5.3 課題の整理
 - 5.4 課題解決に向けた対応策
- 6 今後の協力方針
 - 6.1 JICA への提言

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	効果的、効率的な作業工程・方法	第5条 調査の内容 冒頭
2	有望な農畜産物の候補リストの作成方法	第5条 調査の内容 (1) 有望農畜産物の一次検討
3	現地調査項目	第5条 調査の内容 (4) 農畜産物の需要調査 及び (5) 有望農畜産物の生産、流通、ビジネス環境に係る情報収集 (9) 推奨農畜産物のバリューチェーンの詳細分析
4	現地コンサルタント等の活用方法	第5条 調査の内容 (4) 農畜産物の需要調査 及び (9) 推奨農畜産物のバリューチェーンの詳細分析

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：アジアにおける農業振興に関する各種調査

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／農業振興（2号）

➤ バリューチェーン分析／ビジネス環境（3号）

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 7.33 人月（現地：4.83人月、国内2.50人月）

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／農業振興）】

- ① 類似業務経験の分野：アジアにおける農業振興に係る各種調査
- ② 対象国及び類似地域：スリランカ国及びアジア地域
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：バリューチェーン分析／ビジネス環境】

- ① 類似業務経験の分野：途上国における農業バリューチェーン分析
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

【**留意事項**】語学の証明書に関して、TOEICのIPテストによるスコアレポートも可とした暫定運用は2022年9月末にて終了していますので、ご注意ください。
なお、CASECやJICA専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっています。

（詳細：https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html）

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

契約期間は2023年6月に始まり、2023年12月8日に最終報告書を提出する予定とします。調査工程については、契約交渉時点ないし契約締結後に各種情勢を踏まえて、発注者と協議のうえ対応を決定します。

（2）業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 10.95人月（現地：7.30人月、国内：3.65人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／農業振興（2号）
- ② バリューチェーン分析／ビジネス環境（3号）
- ③ 市場分析

3) 渡航回数を目途 全9回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 需要調査
- バリューチェーン分析調査

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- なし

２）公開資料

- National Export Strategy of Sri Lanka 2018-2022
<https://www.srilankabusiness.com/national-export-strategy/>
- スリランカ国農畜産物流通・市場に係る情報収集・確認調査
ファイナルレポート
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12115671.pdf>
- スリランカ国農業分野に係る情報収集・確認調査
ファイナルレポート
https://openjicareport.jica.go.jp/807/807/807_120_12326260.html
- Exporting to the European Union- A Practical Guide for Sri Lanka Suppliers of Agricultural Products
<https://srilanka.ahk.de/publications>

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（６）安全管理

現地調査、業務の実施に際しては、発注者の安全対策措置に基づき、スリランカ渡航前・渡航中・渡航後に必要な手続き、対応を行ってください。なお、安全対策措置や渡航措置の内容が変更される場合は、その都度発注者から連絡を行います。

３．プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案しません。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

55,549,000円（税抜）

上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

1) 旅費（その他：戦争特約保険料）

- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) **上限額を超える提案に関する経費**
- 6) **定額計上指示された業務につき、定額を超える提案をする場合の当該提案に関する経費**

(4) 定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積りによる積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

定額計上費目特になし

- (5) 見積価格について、
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(6) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒コロンボ（スリランカ航空）

東京⇒シンガポール⇒コロンボ（シンガポール航空）

- (7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

- 1) JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(34)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／農業振興</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(-)	(13)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	3
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	8
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>バリューチェーン分析／ビジネス環境</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	11	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	5	